

青森県報

第三千二百九十四号

平成二十二年
九月二十七日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(同)	五
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同)	六

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出	(同)	六
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同)	七
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出	(同)	七
道路の区域の変更	(道路課)	七

公 告

特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表	(漁港漁場整備課)	八
--------------------	-----------	---

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……八

告 示

青森県告示第六百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
サンケア薬局湊高台店	八戸市大字新井田字二本杉一の二八	平成三・九一

青森県告示第六百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業者		指定年月日
			名称	所在地	
ラツシユフ	弘前市大字境関字西田二八の一	居宅療養管理指導	テルス調剤薬局	弘前市大字境関字西田三二の一	平成三・五一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社五所川原ケアセンター	五所川原市字一ツ谷五五四の一	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のりたム	五所川原市松島町四丁目五五	三・七一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社デービス	西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸一三	訪問介護	介護センターまごころ	西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸一三	三・八一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
有限会社やよい	西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸の一	福祉用具貸与	有限会社やよいホームム	北津軽郡板柳町大字福野田字本泉六三の三	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人天寿園	上北郡七戸町字八場向川久保三	短期介護所	こだまステイ	上北郡七戸町字道ノ上五四の七	三・七三

青森県告示第六百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業者		指定年月日
			名称	所在地	
ラツシユフ	弘前市大字境関字西田二八の一	介護予防	テルス調剤薬局	弘前市大字境関字西田三二の一	平成三・五一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社五所川原ケアセンター	五所川原市字一ツ谷五五四の一	介護予防	小規模多機能型居宅介護のりたム	五所川原市松島町四丁目五五	三・七一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社加賀医療器	和田市西十一番町二八の一	介護予防	株式会社加賀医療器	和田市西十一番町二八の一	三・六一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
特定非営利活動法人和生	和田市東二十番町二六の三	介護予防	ヘルパーステーション	和田市東二十番町二六の三	三・九一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社デービス	西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸一三	〃	介護センターまごころ	西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸一三	三・八一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
有限会社やよい	西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸の一	介護予防	有限会社やよいホームム	北津軽郡板柳町大字福野田字本泉六三の三	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人天寿園	上北郡七戸町字八場向川久保三	介護予防所	こだまステイ	上北郡七戸町字道ノ上五四の七	三・七三

青森県告示第六百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社介護のマキタ	五所川原市字元町一 二の二	居宅介護支援事業所くつるぎ	五所川原市字元町一 二の二
株式会社デイーケーサービス	西津軽郡鰺ヶ沢町大 字舞戸字蒲生八六 の二三	居宅介護支援事業所介護センターまごころ	西津軽郡鰺ヶ沢町大 字舞戸字蒲生八六 の二三
社会福祉法人桜木会	むつ市桜木町一三の 一	居宅介護支援事業所しもきた	むつ市小川町一丁目 一三の六〇
			平成 三・六・一
			指 定 年 月 日

青森県告示第六百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
			指 定 年 月 日

株式会社加賀医療器	十和田市西十一番町 二八の一	株式会社加賀医療器	十和田市西十一番町 二八の一	平成 三・六・一
-----------	-------------------	-----------	-------------------	-------------

青森県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社加賀医療器	十和田市西十一番町 二八の一	株式会社加賀医療器	十和田市西十一番町 二八の一
			平成 三・六・一
			指 定 年 月 日

青森県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分		居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	変更年月日	

変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人七戸福祉会	社会福祉法人七戸福祉会	八戸市南類生活協同組合	八戸市南類生活協同組合
上北郡七戸太田野一町の四	上北郡七戸太田野一町の四	八戸市南類一丁目七の二	八戸市南類一丁目七の二
通所介護	通所介護	訪問介護	訪問介護
れいろう俱樂部	れいろう俱樂部	でてこいおたれす	でてこいおたれす
上北郡おいらせ町野イオンモール下田	上北郡おいらせ町野イオンモール下田	八戸市南類一丁目三の二	八戸市南類一丁目三の二
三・七一	三・七一	平成二〇・一	平成二〇・一

青森県告示第六百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
八戸市南類生活協同組合	八戸市南類生活協同組合	介護予防事業者
八戸市南類一丁目七の二	八戸市南類一丁目七の二	主たる事務所在地
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護	介護予防の種類
八戸市南類生活協同組合ヘルシーセンター	八戸市南類生活協同組合ヘルシーセンター	介護予防事業所
八戸市南類一丁目六の二	八戸市南類一丁目六の二	所在地
平成二〇・一	平成二〇・一	変更年月日

変更後	変更前
社会福祉法人七戸福祉会	社会福祉法人七戸福祉会
上北郡七戸太田野一町の四	上北郡七戸太田野一町の四
介護通所	介護通所
れいろう俱樂部	れいろう俱樂部
上北郡おいらせ町野イオンモール下田	上北郡おいらせ町野イオンモール下田
三・七一	三・七一

青森県告示第六百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
八戸市南類生活協同組合	八戸市南類生活協同組合	居宅介護支援事業者
八戸市南類一丁目七の二	八戸市南類一丁目七の二	主たる事務所在地
八戸市南類生活協同組合ヘルシーセンター	八戸市南類生活協同組合ヘルシーセンター	居宅介護支援事業所
八戸市南類一丁目六の二	八戸市南類一丁目六の二	所在地
平成二〇・一	平成二〇・一	変更年月日

青森県告示第六百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者		名 称	居宅介護支援事業所		廃止年月日
	社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一の一三		みちのく荘柳町介護相談センター	むつ市柳町二丁目三の六	
主たる事務所の所在地	むつ市十二林一の一三		所在地	むつ市柳町二丁目三の六		

青森県告示第六百三十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
調剤薬局ソルハドラック十和田店	十和田市西十二番町一五の二六	平成三・九・一
サンケア薬局湊高台店	八戸市大字新井田字二本杉一の二八	"

青森県告示第六百三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		名 称	居宅介護事業所		指定年月日
	株式会社フレッツシユ	弘前市大字境関字西田二八の一		テルス調剤薬局	弘前市大字境関字西田三二の一	
主たる事務所の所在地	弘前市大字境関字西田二八の一		所在地	弘前市大字境関字西田三二の一		
居宅介護の種類	居宅療養管理指導		居宅介護の種類	小規模多機能型居宅介護		
貸与	福祉用具		貸与	福祉用具		
"	"		"	"		
株式会社五所川原ケアセンター	五所川原市字一ツ谷五五四の一		小規模多機能型居宅介護のりた	五所川原市松島町四丁目五五		平成三・七・一

青森県告示第六百三十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 事 業 者
組合 生活協同	八戸医療 生活協同	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事 業 者
七の二	八戸市南類 家一丁目一	類 別	介 護 予 防 事 業 者
	訪問 介護予防	名 称	介 護 予 防 事 業 所
ヨスヘル ンターシ	八戸医療 生活協同	所 在 地	介 護 予 防 事 業 所
の二〇	八戸市南類 家一丁目一	変 更 年 月 日	介 護 予 防 事 業 所
	八戸市南類 家五丁目三	平成 二〇・一〇・一	介 護 予 防 事 業 所

青森県告示第六百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
組合 生活協同	八戸医療 生活協同	主たる事務 所の所在地	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
二の二	八戸市南類 家一丁目一七	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
	協同組合 生活協同	所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
〇丁目三八の二	八戸市南類 家一丁目一六	変 更 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
	八戸市南類 家五丁目三	平成 二〇・一〇・一	居 宅 介 護 支 援 事 業 所

青森県告示第六百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平

成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者		
	主たる事務 所の所在地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
社会福祉 法人青森 福祉振興 会	むつ市十二 林一の一 の三	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
	柳町のく みちの相 談センター	所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
	むつ市柳 町二丁目 三の六	廃 止 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
	平成 三・九・四		居 宅 介 護 支 援 事 業 所

青森県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

1	国 道	一〇四号	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
			三戸郡田子町大字石亀字亀ノ下八三から 三戸郡田子町大字石亀字沖田一四の一まで	前 後	八・〇〇メートルから 二四・五〇メートルまで 九・〇〇メートルから 二三・〇〇メートルまで	五二〇・八〇メートル 五二〇・八〇メートル	

公 告

特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十二項の規定により、野牛地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部を廃止したので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成二十二年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

次に掲げる事項については、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置くこれらの事項を記載した書類に記載のとおりである。

- 一 廃止の理由
- 二 特定漁港漁場整備事業及びその関連事業の進ちよく状況に関する事項
- 三 事業実施箇所機能の発揮に関する事項
- 四 廃止したことによる影響に関する事項
- 五 今後の課題と対応に関する事項

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

平成二十二年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二三、一八三人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二五九、八五二人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
 - 東津軽郡選挙区 七、九九四人
 - 西津軽郡選挙区 六、四三三人
 - 南津軽郡選挙区 六、八二九人

北津軽郡選挙区	八、三三三
上北郡選挙区	二八、八一五
三戸郡選挙区	二一、五七七
青森市選挙区	八三、六七一
弘前市選挙区	五一、〇七六
八戸市選挙区	六五、五五四
黒石市選挙区	一〇、二〇七
五所川原市選挙区	二〇、七〇〇
十和田市選挙区	一八、〇二六
三沢市選挙区	一一、一〇九
むつ市選挙区	二二、七三六
つがる市選挙区	一〇、五二四
平川市選挙区	一一、八二三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭